

平成28年度の市・道民税の申告について

- 平成28年度市・道民税は、今回申告していただく平成27年1月から12月までの所得に基づき、税額を計算します。
- 税務署で確定申告を行う方は、市・道民税の申告は必要ありません。
- 申告受付をする会場と日程は次のとおりです。
(この会場、日程以外では、申告を受け付けることができない場合がありますので、お間違えのないよう、ご注意ください)



朝日コミュニティ交流センター (朝日町176)

1月27日(水)

午前10時～午後4時

美流渡サービスセンター (栗沢町美流渡栄町93)

1月28日(木)・29日(金)

午前10時～午後4時

市役所北村支所 (北村赤川593)

2月1日(月)・2日(火)

午前9時30分～午後5時

幌向総合コミュニティセンターほっとかん (幌向南1-1)

2月3日(水)～5日(金)

午前10時～午後4時

市役所栗沢支所 (栗沢町東本町21)

2月8日(月)～12日(金) ※11日(祝)を除く。 **午前9時30分～午後5時**

コミュニティプラザ 2階 会議室B (有明町南1)

2月16日(火)～29日(月) ※土・日曜日を除く。 **午前9時30分～午後4時**

◎ コミュニティプラザ横のコミュニティ西駐車場は、最初の30分を超えると有料になります。

市役所本庁税務課 (窓口⑬番) (鳩が丘1)

3月1日(火)～15日(火) ※土・日曜日を除く。 **午前9時～午後5時**

◎ 申告が必要な方や申告に必要なものは、裏面をご覧ください。

申告が必要な方

- 平成28年1月1日現在、市内に住所があり、平成27年中に給与、年金、家賃等の収入があった方。
(年金収入のみの場合、65歳未満は102万円超、65歳以上は152万円超の方)
- 非課税所得(遺族年金、障害年金等)のみの方や所得の無い方で、次のいずれかに該当する方。
 - ・市の国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者
 - ・市の介護保険の被保険者(65歳以上の方)
 - ・国民年金保険料の免除申請をしている方
 - ・所得証明や課税証明を必要とする方



※ただし、次の方は申告の必要がありません。

- ・税務署で確定申告をする方(確定申告の内容に基づき、市・道民税が計算されます)
- ・前年中に所得がなく、市内に居住している家族の控除対象配偶者、扶養親族になっている方
- ・前年中の所得が給与のみで、勤め先から岩見沢市へ給与支払報告書が提出されている方
(ただし、源泉徴収票に含まれていない医療費控除や社会保険料控除、扶養控除などを追加で受けようとする場合は、申告が必要です)
- ・前年中の収入が400万円以下の年金のみで、年金の源泉徴収票に記載されている控除に変更・追加がない方

申告に必要なもの

- 印鑑
- 平成27年中の給与や年金の源泉徴収票(原本)
- 平成27年1月から12月までの収入や必要経費を集計した書類(収支内訳書等)
- 各種控除の証明書
(医療費・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・社会保険料・寄附金の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料を含む)の控除証明書、障害者手帳・障害者控除対象者認定書など)
- 振込先口座番号(所得税の還付申告をする場合)



お願い

- ◆期間中、申告会場は大変混雑するため、お待ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆申告時間短縮のため、医療費の領収書や収支内訳書等は、事前に各自で集計してお持ちください(集計していない場合、申告受付できない場合があります)。
- ◆所得税の確定申告をする方は、昨年の申告書の控えなどを参考に、ご自分で申告書を作成し、税務署での申告(郵送も可)をお願いします。
- ◆高齢の方や障がいのある方で、期間中、申告会場に来ることが困難な場合は、お問い合わせください。

年金所得者の皆さんへ ~市・道民税の申告についてご注意ください~

平成23年分から、その年の公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする必要がなくなりましたが、公的年金以外の所得(20万円以下を含む)がある方や市・道民税の計算に医療費や社会保険料、生命保険料などの控除を追加する方は、市・道民税の申告が必要です。

(所得税の還付がある場合は、これまでどおり確定申告をすることもできます)